

第186回国会閣第24号に対する修正案

第186回国会衆議院厚生労働委員会可決

難病の患者に対する医療等に関する法律案に対する修正案

難病の患者に対する医療等に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二条中「五年」を「五年以内」に改める。